

## 財政比較分析表における各指標について

| 用語                 | 見方  | 算式  |
|--------------------|---|---|
| 財政力指数              | 地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動を行うために必要な所要額に対する標準的に収入しうると考えられる税収の割合です。当該団体の財政力を表わす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財政に余裕があるものとされます。   | $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100(\%)$ の3ヶ年の数値の平均   |
| 経常収支比率             | 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。  | $\frac{\text{〔経常経費充当の一般財源の額〕}}{\text{〔経常一般財源の総額+減税補てん債+臨時財政対策債〕}} \times 100(\%)$   |
| ラスパレス指数            | 地方公務員の給与水準を表すもので、国家公務員行政職(一)職員の俸給を100とした場合の地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指します。   | 職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定した場合の給与総額で比較して算出   |
| 実質公債費比率            | 地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出などの合計額に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対する割合で過去3年間の平均値です。この比率が高いほど地方債の償還に要する経費が重いことを示します。<br>平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い、起債制限比率について準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、当該比率が18%以上の団体については、地方債の発行に許可が必要となります。<br>また、当該比率が25%以上の団体については、次のとおり地方債の発行に制限が加えられます。<br><br>(1) 25%以上35%未満の団体 一般単独事業(一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る。)及び公共用地先行取得等事業に係る地方債<br>(2) 35%以上の団体 (1)の事業のほか、一般公共事業(災害関連事業を除く。)、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業(学校教育施設等整備事業(義務教育諸学校に係るものに限る。))及び一般廃棄物処理事業を除く。)、一般単独事業(臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業に限る。))及び首都圏等整備事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債 | $\frac{(A+B)-(C+D)}{E+F-D} \times 100(\%)$<br>上記算式によって得た比率の過去3ヶ年間の平均をいう。<br>A…地方債の元利償還金(公営企業分、繰上償還等を除く。)<br>B…地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)<br>C…元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源<br>D…地方債に係る元利償還及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額<br>E…標準財政規模<br>F…臨時財政対策債発行可能額 |
| 人口1人当たり地方債現在高      | 人口1人当たりの地方債現在高(普通会計負担分)です。  | $\frac{\text{地方債現在高}}{\text{年度末住民基本台帳人口}}$  |
| 人口1,000人当たり職員数     | 人口1,000人当たりの職員数です。  | $\frac{\text{普通会計に属する職員数(翌年4月1日現在)}}{\text{年度末住民基本台帳人口}}$   |
| 人口1人当たり人件費・物件費等決算額 | 人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額です。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。  | $\frac{\text{人件費、物件費及び維持補修費の合計額}}{\text{年度末住民基本台帳人口}}$  |